

令和7年4月1日～

特別養護老人ホーム和香園 長期入所(多床室)利用料金表(1割負担)

・第1段階 (生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税の方等)

(単位:円)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ(イ)	看護体制 加算(Ⅰ)	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含む)	1ヶ月あたり LIFE加算・その他加算含む(30日)
要介護1	589	36	22	6	12	11	300	100	0	1,171	35,256
要介護2	659									1,250	37,650
要介護3	732									1,334	40,147
要介護4	802									1,413	42,541
要介護5	871									1,492	44,901

・第2段階 (公的年金等収入金額及びその他の収入の合計が80万円以下の方等)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ(イ)	看護体制 加算(Ⅰ)	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含む)	1ヶ月あたり LIFE加算・その他加算含む(30日)
要介護1	589	36	22	6	12	11	390	100	430	1,691	50,856
要介護2	659									1,770	53,250
要介護3	732									1,854	55,747
要介護4	802									1,933	58,141
要介護5	871									2,012	60,501

・第3段階① (公的年金等収入金額及びその他の収入の合計が80万円超120万円以下の方等)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ(イ)	看護体制 加算(Ⅰ)	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含む)	1ヶ月あたり LIFE加算・その他加算含む(30日)
要介護1	589	36	22	6	12	11	650	100	430	1,951	58,656
要介護2	659									2,030	61,050
要介護3	732									2,114	63,547
要介護4	802									2,193	65,941
要介護5	871									2,272	68,301

・第3段階② (公的年金等収入金額及びその他の収入の合計が120万円超の方等)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ(イ)	看護体制 加算(Ⅰ)	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含む)	1ヶ月あたり LIFE加算・その他加算含む(30日)
要介護1	589	36	22	6	12	11	1,360	100	430	2,661	79,956
要介護2	659									2,740	82,350
要介護3	732									2,824	84,847
要介護4	802									2,903	87,241
要介護5	871									2,982	89,601

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には 部分における費用の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%加算されています。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日30円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1食(回)6円加算されます。)
- ・経口維持加算Ⅰ(摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方は1ヶ月400円加算されます。)
- ・1日あたりの食費が限度額以下となった場合の一食当たりの単価は、朝食:475円、昼食:485円、夕食:485円となります。
- ・『LIFE』加算料金には、科学的介護推進体制加算Ⅰ(40円/月)・個別機能訓練加算Ⅱ(20円/月)の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。
- ・その他加算料金には、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(10円/月)・協力医療機関連携加算(50円/月)の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。

令和 7年 4月 1日～

特別養護老人ホーム和香園 長期入所(多床室)利用料金表

・第4段階 (市町村民税課税の方、または非課税でも預貯金等が一定額以上ある方等)

【1割負担】

(単位:円)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ(イ)	看護体制 加算(Ⅰ)	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含む)	1ヶ月あたり LIFE加算・その他加算含む(30日)
要介護1	589	36	22	6	12	11	1,445	100	915	3,231	97,056
要介護2	659									3,310	99,450
要介護3	732									3,394	101,947
要介護4	802									3,473	104,341
要介護5	871									3,552	106,701

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には、 部分における費用の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%加算されています。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日30円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1食(回)6円加算されます。)
- ・経口維持加算Ⅰ(摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方は1ヶ月400円加算されます。)
- ・1日あたりの食費が限度額以下となった場合の一食当たりの単価は、朝食:475円、昼食:485円、夕食:485円となります。
- ・『LIFE』加算料金には、科学的介護推進体制加算Ⅰ(40円/月)・個別機能訓練加算Ⅱ(20円/月)の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。
- ・その他加算料金には、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(10円/月)・協力医療機関連携加算(50円/月)の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。

【2割負担】

	介護保険 2割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ(イ)	看護体制 加算(Ⅰ)	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含む)	1ヶ月あたり LIFE加算・その他加算含む(30日)
要介護1	1,178	72	44	12	24	22	1,445	100	915	4,001	120,311
要介護2	1,318									4,161	125,099
要介護3	1,464									4,327	130,093
要介護4	1,604									4,487	134,881
要介護5	1,742									4,644	139,600

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には、 部分における費用の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%加算されています。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日60円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1食(回)12円加算されます。)
- ・経口維持加算Ⅰ(摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方は1ヶ月800円加算されます。)
- ・1日あたりの食費が限度額以下となった場合の一食当たりの単価は、朝食:475円、昼食:485円、夕食:485円となります。
- ・『LIFE』加算料金には、科学的介護推進体制加算Ⅰ(80円/月)・個別機能訓練加算Ⅱ(40円/月)の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。
- ・その他加算料金には、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(20円/月)・協力医療機関連携加算(100円/月)の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。

【3割負担】

	介護保険 3割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ(イ)	看護体制 加算(Ⅰ)	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含む)	1ヶ月あたり LIFE加算・その他加算含む(30日)
要介護1	1,767	108	66	18	36	33	1,445	100	915	4,772	143,569
要介護2	1,977									5,011	150,751
要介護3	2,196									5,261	158,240
要介護4	2,406									5,500	165,422
要介護5	2,613									5,736	172,502

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には、 部分における費用の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日90円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1食(回)18円加算されます。)
- ・経口維持加算Ⅰ(摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方は1ヶ月1,200円加算されます。)
- ・1日あたりの食費が限度額以下となった場合の一食当たりの単価は、朝食:475円、昼食:485円、夕食:485円となります。
- ・『LIFE』加算料金には、科学的介護推進体制加算Ⅰ(120円/月)・個別機能訓練加算Ⅱ(60円/月)の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。
- ・その他加算料金には、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(30円/月)・協力医療機関連携加算(150円/月)の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されています。